

8. 国民健康保険 後期高齢者医療制度 国民年金



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

国民健康保険

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	288				
(1) 国民健康保険被保険者の資格	288			○	
(2) 国民健康保険被保険者数の推移	288			○	
2. 保険税	288				
(1) 国民健康保険税率等	288			○	
ア. 算定	289			○	
イ. 納付方法	289			○	
ウ. 緩和措置及び軽減制度	289			○	
エ. 減免制度	289			○	
3. 保険給付	290				
(1) 保険給付	290		○	○	
(2) 一部負担の額	290		○		
(3) 一部負担金の減免、徴収猶予	291		○		
(4) 保険給付の推移	291		○	○	
4. 保健事業	293				
(1) 総合健康診断（人間ドック）検査料の助成	293			○	
(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用の啓発	294			○	
(3) 医療費通知の送付	294			○	
5. オンライン申請ができる保険年金課関係の手続き	295			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
0歳～	国民健康保険法 国民健康保険条例	S25. 3	保 険 年 金 課
0歳～	//	//	//
0歳～	国民健康保険法 地方税法 国民健康保険税条例	S25. 3	保 険 年 金 課
0歳～	//	//	//
0歳～	//	//	//
0歳～	//	//	//
0歳～	//	//	//
0歳～	国民健康保険法 国民健康保険条例	S25. 3	保 険 年 金 課
0歳～	//	//	//
0歳～	//	H19. 4	//
0歳～	//	//	//
30歳～	国民健康保険法 国民健康保険条例	S25. 3	保 険 年 金 課
0歳～	//	//	//
0歳～	//	//	//
0歳～	国民健康保険法 国民健康保険条例 高齢者の医療の確保に関する法律 国民年金法	R 6. 1	//

後期高齢者医療制度

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	296				
(1) 後期高齢者医療制度の被保険者の資格	296		○	○	
(2) 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移	296		○		
2. 保険料	296				
(1) 後期高齢者医療保険料等	296		○	○	
ア. 算定	296		○		
イ. 納付方法	296			○	
ウ. 減免	297		○		
3. 保険給付	297				
(1) 給付の種類	297		○		
(2) 医療費の状況	298		○		

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
75歳～※	高齢者の医療の確保に関する法律	H20. 4	保 険 年 金 課
75歳～※	//	//	//
75歳～※	高齢者の医療の確保に関する法律	H20. 4	保 険 年 金 課
75歳～※	//	//	//
75歳～※	//	//	//
75歳～※	//	//	//
75歳～※	高齢者の医療の確保に関する法律	H20. 4	保 険 年 金 課
75歳～※	//	//	//

※65～74歳で一定の障がいの状態にあることにより神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者を含む

国民年金

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	299				
(1) 国民年金の被保険者	299	○			
(2) 国民年金被保険者数の推移	299	○			
2. 保険料	300				
(1) 国民年金保険料	300	○			
ア. 納付方法	300	○			
イ. 免除制度	300	○			
(ア) 法定免除（障害年金受給者、生活保護受給者等）	300	○			
(イ) 申請免除（低所得者、災害罹災者、失業者等）	300	○			
(ウ) 納付猶予制度	300	○			
(エ) 学生納付特例制度	300	○			
(オ) 産前産後保険料免除	300	○			
(2) 免除制度の申請期間、承認期間、免除審査基準対象者	301	○			
3. 年金給付	302				
(1) 年金額	302	○			
(2) 国民年金の受給要件	303	○			

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
20歳～	国民年金法	S35. 1	保 険 年 金 課
20歳～	//	//	//
20歳～	国民年金法	S35. 1	保 険 年 金 課
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	//	//	//
20歳～	国民年金法	S35. 1	保 険 年 金 課
20歳～	//	//	//

国民健康保険

国民健康保険制度

国民健康保険制度は誰もが安心して医療を受けられるよう、職場の健康保険や後期高齢者医療制度等に加入していないすべての住民が加入する医療保険制度であり、大和市では昭和 25 年 3 月から事業を開始している。

1. 被保険者

(1) 国民健康保険被保険者の資格

大和市内に住所を有する者は、職場の健康保険、75 歳以上が加入する後期高齢者医療制度及び生活保護を受給している者を除き、すべての者が加入者となる。

(2) 国民健康保険被保険者数の推移

世帯数・被保険者数

	4	5	6
世帯数(世帯)	31,113	30,198	29,237
被保険者数(人)	45,278	43,286	41,287
加入世帯割合(%)	25.89	24.82	23.76
加入被保険者割合(%)	18.53	17.66	16.80
一世帯当たりの被保険者数(人)	1.45	1.43	1.41

(国保年金係)

令和 6 年度の被保険者増減内訳

年度中 増	転入		社保 離脱	生保 廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
	(再掲) 他県からの転入							
	1,744	790	7,310	147	139	0	1,186	10,526
年度中 減	転出		社保 加入	生保 開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
	(再掲) 他県への転出							
	1,784	605	6,634	289	331	2,438	1,050	12,526

(国保年金係)

2. 保険税

(1) 国民健康保険税率等

令和 6 年度国民健康保険税率等

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分※	7.80%	24,600 円	25,200 円	65 万円
支援分※	2.95%	10,200 円	10,200 円	24 万円
介護分※	2.70%	12,600 円	9,000 円	17 万円

※医療分・支援分は被保険者全員、介護分は 40 歳以上 65 歳未満の被保険者に課税

(国保年金係)

ア. 算定

所得割：被保険者の前年の所得に応じて計算（（前年中の総所得金額等－基礎控除）×税率）

均等割：世帯内の被保険者数に応じて計算（被保険者数×税額）

平等割：1世帯に対し課税（1世帯当たり×税額）

イ. 納付方法

65歳以上75歳未満の世帯主で条件に該当する場合は原則年金から天引き（特別徴収）

年度の途中で加入した場合や特別徴収以外は納付書または口座振替等で支払い（普通徴収）

ウ. 緩和措置及び軽減制度

以下のような場合に、保険税の緩和措置及び軽減制度が適用される。

(ア) 75歳以上になり国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者と国民健康保険加入者が混在する国民健康保険単身世帯の場合

医療分、支援分の平等割額は最初の5年間が半額、国民健康保険単身世帯は平等割額も2年間半額

(イ) 65歳未満で倒産、解雇や雇止めなどにより離職し、雇用保険受給資格者証の離職理由コード「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」の場合（申請必要）

離職日の翌日から翌年度末までの期間、前年の給与所得を30/100とみなして保険税を算定

(ウ) 国民健康保険に未就学児（小学校入学前の児童）が加入している場合

未就学児の均等割額を5割軽減

(エ) 国民健康保険の被保険者が出産する場合（申請必要）

産前産後期間の均等割額と所得割額を免除

単胎妊娠（出産）：出産予定日（出産日）が属する月の前月から出産予定日（出産日）の翌々月までの4か月

多胎妊娠（出産）：出産予定日（出産日）が属する月の3か月前から出産予定日（出産日）の翌々月までの6か月

エ. 減免制度

以下のような場合に、申請により保険税の減免制度が適用される。

(ア) 75歳以上になり被用者保険から後期高齢者医療制度に移行した者に扶養されていた65歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯の場合

所得割額は課税されず、均等割額は2年間が半額、国民健康保険単身世帯は平等割額も2年間半額

(イ) 財産を損失（災害・盗難等）した場合（前年世帯所得600万円以下）

前年の所得額・被害の程度によって所得割額・均等割額・平等割額の12.5%～100%を減免

(ウ) 収入が著しく減った（病気・事業の廃止等）場合

生活保護水準（生活保護法の最低生活費）に対する世帯の収入状況によって所得割額の40%～100%を減免

国民健康保険

(エ) 刑務所もしくは矯正施設などに収監されている期間がある場合

所得状況にかかわらず、入所対象者の入所日の翌月～出所日の前月に相当する額を減免

3. 保険給付

(1) 保険給付

国民健康保険被保険者の疾病、負傷等に必要保険給付を行う。

保険給付の種類

	給付実施義務による分類		給付形態による分類
療養の給付	法定給付	絶対的 必要給付	現物給付
入院時食事療養費			
入院時生活療養費			
保険外併用療養費			
訪問看護療養費			
療養費			
特別療養費		相対的 必要給付	現金給付
移送費			
高額療養費			
高額介護合算療養費			
出産育児一時金			
葬祭費			
傷病手当金その他	任意給付		

(保険給付係)

(2) 一部負担の額

国民健康保険法第42条第1項に基づき、定率負担である。

- ① 以下の者を除く (=②、③以外) : 3割
- ② 70歳に達する日の属する月の翌月以後から75歳の誕生日まで ※
 - 70歳以上現役並所得者 : 3割
 - 現役並所得者以外の70歳以上一般の者 : 2割
- ③ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前 (未就学児) : 2割

※70歳から74歳までの被保険者 (高齢受給者) の負担区分

毎年度8月1日に定期判定を行い、3割負担となる現役並所得者、それ以外の2割負担になるものかを判定する。なお、世帯の異動等 (世帯分離、世帯合併、年齢到達等) がある場合で、世帯に継続性があるときは、随時判定により変更後の負担区分を翌月の初日から適用する。

(3) 一部負担金の減免、徴収猶予

特別の理由により、一部負担金の支払いが困難と認められる場合には、一部負担金の免除、減額、徴収猶予を一定期間に限り受けることができる。特別の理由とは、以下のいずれかに該当する状態となり、生活が困窮し、一部負担金の納付が困難と認められる場合に限る。

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休止又は廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ④ ①～③に掲げる事由に類する事由があったとき。

(保険給付係)

(4) 保険給付の推移

① 療養の給付等

疾病または負傷に対する保険給付では、現物給付としての療養の給付が原則とされている。

療養の給付とは、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護並びに病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を指し、同様に現物給付が行われる入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費を含めて、療養の給付等とされる。

	4	5	6
件数（件）	758,779	742,661	712,444
費用額（円）	16,500,107,474	16,178,274,530	15,587,864,487
保険者負担額（円）	12,110,053,212	11,839,622,256	11,381,437,343

(保険給付係)

② 療養費

旅行中に急病にかかり、保険医療機関等がないため、それ以外の医療機関で治療を受けた場合など、被保険者が療養の給付等を受けられなかった場合に事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金給付制度であり、慣行として療養費払が行われている治療用装具（コルセット等）やその性格上現物給付ができない生血輸血（保存血は現物給付）等の代金に係る償還払を含む。

	4	5	6
件数（件）	20,127	18,818	17,219
費用額（円）	198,733,817	191,270,390	182,277,624
保険者負担額（円）	144,732,788	139,135,734	132,805,587

※特別療養費及び移送費を含む。

(保険給付係)

国民健康保険

③ 高額療養費

被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。給付形態としては現金給付であるが、限度額適用認定を受けた場合は現物給付化されている。

	4	5	6
件数（件）	30,008	28,548	27,027
給付額（円）	1,783,641,292	1,799,337,319	1,773,976,080

（保険給付係）

高額療養費自己負担限度額

70 歳未満含む世帯全体又は 70 歳未満

所得区分		3 回目まで	4 回目以降 ※1
ア	所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費-842,000) × 1%	140,100 円
イ	所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費-558,000) × 1%	93,000 円
ウ	所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費-267,000) × 1%	44,400 円
エ	所得 210 万円以下 (住民税非課税除く)	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※毎年 8 月 1 日に、その年度の所得（基礎控除後の総所得金額等）で判定

※自己負担額が 21,000 円以上のものが高額療養費の合算対象

※1 過去 12 か月間に、同一世帯での支給が 4 回以上あった場合は、4 回目以降の限度額を超えた分を支給
（保険給付係）

70～74 歳

負担割合	所得区分		外来 + 入院	
			外来（個人）	（世帯単位）
3 割	現役並所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円 + (総医療費-842,000) × 1%	※1
		Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円 + (総医療費-558,000) × 1%	※2
		Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円 + (総医療費-267,000) × 1%	※3
2 割	一般（課税所得 145 万円未満等）		18,000 円 ※4	57,600 円 ※5
	低所得者Ⅱ		8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		8,000 円	15,000 円

※毎年 8 月 1 日に、その年度の所得（基礎控除後の総所得金額等）で判定

※75 歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ 2 分の 1

※1 過去 12 か月以内に、限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 140,100 円

※2 過去 12 か月以内に、限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 93,000 円

※3 過去 12 か月以内に、限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円

※4 8月～翌年7月の年間限度額（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来自己負担額の合計の限度額）は144,000円

※5 過去12か月以内に、限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円
（保険給付係）

④ 高額介護合算療養費

医療保険制度においては高額療養費の支給により、介護保険制度においては高額介護サービス費（高額介護予防サービス費）の支給により、それぞれの給付に係る自己負担限度額について月単位で上限を設け、負担の軽減が図られているところであるが、医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合算額についても限度額を設け、さらに負担の軽減が図られている。

	4	5	6
件数（件）	112	103	115
給付額（円）	3,313,969	3,365,962	3,759,585

（保険給付係）

⑤ その他の給付

大和市国民健康保険条例の定めるところにより、出産育児一時金の支給及び葬祭費の支給を行う。

出産育児一時金

	4	5	6
件数（件）	153	140	150
給付額（円）	63,358,877	69,325,118	75,213,330

（保険給付係）

葬祭費

	4	5	6
件数（件）	335	282	275
給付額（円）	16,750,000	14,100,000	13,750,000

（保険給付係）

4. 保健事業

(1) 総合健康診断（人間ドック）検査料の助成

大和市国民健康保険の加入者を対象に、生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を目的として指定医療機関での総合健康診断（人間ドック）検査料を助成している。なお、人間ドックの受診結果を特定健康診査に反映することについて同意を得た場合は、当該受診結果を当該申請者に係る特定健診の受診結果とみなしている。

	4	5	6
申請件数	100	91	102

（保険給付係）

国民健康保険

(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用の啓発

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合、薬代が一定以上安くなる可能性のある被保険者に、年に2回（9月、3月）、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付し、医療費適正化の周知・啓発を行っている。

	4	5	6
送付件数	213	347	77

（保険給付係）

(3) 医療費通知の送付

被保険者から徴収する保険税を有効に使うため、健康に対する意識や、国民健康保険制度に対する認識を深めてもらうことを目的に、年に2回（1月、3月）、医療費のお知らせ（一部医療費を除く）を送付している。

	4	5	6
送付件数	52,453	50,904	49,342

（保険給付係）

5. オンライン申請ができる保険年金課関係の手続き

国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金の一部手続は、神奈川県電子自治体共同運営(e-kanagawa 電子申請)またはマイナポータル(ぴったりサービス)から、オンライン申請が可能である。

オンライン申請ができる保険年金課関係の手続き一覧

e-kanagawa 電子申請	
大和市人間ドック利用券申請	
マイナポータル(ぴったりサービス)	
国民健康保険 (カテゴリ: 国民健康保険)	
1	国民健康保険の加入届(社会保険等離脱、生活保護廃止、大和市への転入、出生)
2	国民健康保険の脱退届(社会保険等加入、大和市外への転出)
3	国民健康保険の変更届(大和市内で住所や氏名、世帯主に変更があったとき)
4	国民健康保険の資格情報のお知らせ・資格確認書の再交付申請
5	非自発的失業をされた人の国民健康保険税軽減申請
6	旧被扶養者の国民健康保険税の減免申請
7	産前産後期間の国民健康保険税の軽減申請
8	国民健康保険の納税義務者が亡くなったときの相続人代表者届出
9	国民健康保険税の簡易申告(海外から転入した人向け)
10	国民健康保険限度額適用認定証の交付申請
11	国民健康保険特定疾病療養受療証の交付申請
12	国民健康保険の被保険者が亡くなったときの葬祭費の支給申請
13	直接支払制度を利用しなかったときの出産育児一時金の支給申請
後期高齢者医療 (カテゴリ: 健康・医療)	
1	後期高齢者医療資格確認書などの再交付申請
2	後期高齢者医療の負担区分が記載された資格確認書(旧 限度額適用認定証)申請書の送付希望
3	後期高齢者医療特定疾病療養受療証の交付申請
4	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときの葬祭費の支給申請
5	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときの後期高齢者医療関係通知の送付先変更届出
国民年金	
1	国民年金への加入(資格取得、種別変更)
2	保険料の免除・納付猶予申請、学生納付特例の申請、産前産後免除該当の届出
3	付加保険料納付(または辞退)の申出
4	保険料の口座振替納付(または辞退)の申出

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、少子高齢化による医療費の増大に対し、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするために創設された社会保険制度であり、平成20年4月から施行されている。

運営主体は県内すべての市町村が加入する神奈川県後期高齢者医療広域連合であり、市町村と連携しながら制度を運営している。

1. 被保険者

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者の資格

次のいずれかに該当する者

- ① 75歳以上の者（生活保護を受けている場合などは、被保険者とはならない）
- ② 65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者

(2) 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移

	4	5	6
75歳以上	31,184	32,321	33,319
65歳以上75歳未満で障がい認定を受けた者	33	35	42
合計	31,217	32,356	33,361

(高齢者保険係)

2. 保険料

(1) 後期高齢者医療保険料等

	5	6	7
均等割額	43,100円	45,900円	45,900円
所得割率 ※1	8.78%	10.08%	10.08%
年間保険料限度額 ※2	660,000円	800,000円	800,000円

(高齢者保険係)

ア. 算定

保険料は、被保険者一人ずつで算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になる。「所得割額」は被保険者の「賦課のもととなる所得金額※3」に「所得割率」を乗じた額になる。

※1 所得割率について、令和6年度に限り、一部の被保険者は9.43%を乗じていたが、令和7年度は一律10.08%となる。

※2 限度額について、令和6年度に限り一部の被保険者は73万円を上限額としていたが、令和7年度は一律80万円を上限とする。

※3 「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額、株式・土地建物等の長期（短期）譲渡所得金額などの合計から、地方税法に定める基礎控除（43万円）を控除した額である。（前年の合計所得金額が、2,400万円を超える場合は基礎控除額が異なる。）

イ. 納付方法

特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替又は納付書払いなど）がある。

ウ. 減免

以下に該当するときは、申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合がある。

- (ア) 地震、台風や洪水、火事などの災害により損害を受けたとき
- (イ) 長期入院、失業、事業の休廃止、世帯主の死亡などにより所得が著しく減少したとき
- (ウ) 刑事施設などへ拘禁され給付の制限が行われているとき

3. 保険給付

(1) 給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費	医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ずマイナ保険証または資格確認書等を提示できず、全額自己負担した場合等
	移送費	治療を受けるために緊急的に医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	月間の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
	高額療養費 (外来年間合算)	年間の外来に係る医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合(基準日時点で所得区分が一般Ⅰ・Ⅱ又は区分Ⅰ・Ⅱの者が対象)
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合
	葬祭費	被保険者の葬祭を行った場合
	新型コロナウイルス感染症等に伴う傷病手当金(時限的措置)	新型コロナウイルス感染症等の療養のために休業し、給与等の収入を受けられなかった場合

(高齢者保険係)

後期高齢者医療制度

(2) 医療費の状況

令和5年度の医療費の状況

(上段：件数、下段：金額(単位：円))

	総数	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
総額	982,082 27,834,478,423	24,010,649,503	1,323,381,343	2,315,960,859	184,486,718
現物給付費 (入院/医科)	18,937 12,660,125,920	10,880,979,870	996,393,117	711,784,112	70,968,821
現物給付費 (入院/歯科)	53 18,175,070	14,599,311	1,998,657	1,458,168	118,934
現物給付費 (食事/生活)	17,364 478,017,276	212,269,056	—	262,341,140	3,407,080
現物給付費 (医科)	465,321 7,896,701,030	6,741,182,030	225,689,927	878,082,855	51,746,218
現物給付費 (歯科)	97,201 1,315,179,340	1,123,422,227	4,059,524	182,666,258	5,031,331
現物給付費 (調剤)	369,653 4,619,171,030	3,949,946,404	64,015,136	568,163,225	37,046,265
現物給付費 (訪問看護)	3,092 469,794,510	402,959,562	31,224,982	22,392,042	13,217,924
現金給付費	27,825 377,314,247	685,291,043	—	-310,926,941	2,950,145
葬祭費	1,630 81,500,000	—	—	—	—

※総額の件数は、現物給付費(食事/生活)の件数を除く

(高齢者保険係)

神奈川県後期高齢者医療広域連合事業報告書より

国民年金

国民年金はすべての人に生涯に渡って基礎年金を支給する老後を支える終身の制度である。

また、老後だけではなく、加入者が病気や事故で障害が残ったときや生計維持者が死亡したときの不測の事態に備える社会保障制度であり、昭和 36 年 4 月から運用されている。

1. 被保険者

(1) 国民年金の被保険者

第 1 号被保険者…20 歳以上、60 歳未満の農業者、自営業者、学生、無職の人など

第 2 号被保険者…会社員・公務員など

第 3 号被保険者…第 2 号被保険者に扶養されていて、年収 130 万円未満の 20 歳以上 60 歳未満の配偶者

(2) 国民年金被保険者数の推移

区分	4	5	6
被保険者総数（人）	45,764	44,756	43,551
男	15,168	15,000	14,945
女	30,596	29,756	28,606
強制	28,154	27,833	27,444
男	14,798	14,627	14,559
女	13,356	13,206	12,885
任意	385	394	422
男	155	149	162
女	230	245	260
第 3 号被保険者	17,225	16,529	15,685
男	215	224	224
女	17,010	16,305	15,461
加入率（％）	18.8	18.3	17.8
保険料免除者（人）	11,156	10,971	11,137
法定免除	2,200	2,324	2,374
申請免除	4,634	4,517	4,590
納付猶予制度・学生納付特例制度	4,307	4,116	4,152
産前産後保険料免除	15	14	21

(国保年金係)

国民年金

2. 保険料

(1) 国民年金保険料

(単位：円)

	5	6	7
月額	16,520	16,980	17,510

※各年度定額

(国保年金係)

ア. 納付方法

納付書、口座振替、クレジットカード、スマホアプリ、ねんきんネットでの支払い、前納が可能。

イ. 免除制度

以下に該当するときは、申請により国民年金の支払いの免除又は支払い猶予が適用される。

(ア) 法定免除（障害年金受給者、生活保護受給者等）

障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金を受けられるとき

生活保護法による生活扶助を受けているとき

厚生労働大臣が指定する施設（国立ハンセン療養所など）に入所しているとき

(イ) 申請免除（低所得者、災害罹災者、失業者等）

第1号被保険者本人、保険料連帯納付義務者である世帯主、配偶者のいずれもが、経済的理由や災害に罹災したなどの事由で保険料を納めるのが困難なとき

保険料の全額あるいは一部の納付が免除（原則7月から翌年6月まで）

(ウ) 納付猶予制度

第1号被保険者本人（20歳以上30歳未満または30歳以上50歳未満）及び保険料連帯納付義務者である「申請者の配偶者」のいずれもが、全額免除の免除基準に該当したとき

保険料の納付義務が猶予される（原則7月から翌年6月まで）

(エ) 学生納付特例制度

20歳以上の学生や生徒で、前年の所得が承認基準に該当したとき

保険料の納付義務が猶予される（原則4月から翌年3月まで）

(オ) 産前産後保険料免除

第1号被保険者が出産したとき

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎の場合は、出産予定又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）の保険料が免除される

(2) 免除制度の申請期間、承認期間、免除審査基準対象者

制度	申請期間	承認期間	免除審査基準対象者	単身者の 所得基準 額	承認区分に応じた保険料納付額(※)
法定免除	免除基準 該当時	免除基準 該当期間	本人	—	月額 0円
全額免除	申請日より原則2年 1か月前まで遡及申 請可	7月～翌年6月	本人、配偶者、世帯主	67万円	月額 0円
4分の3免除		7月～翌年6月	本人、配偶者、世帯主	88万円	月額 4,250円
半額免除		7月～翌年6月	本人、配偶者、世帯主	128万円	月額 8,490円
4分の1免除		7月～翌年6月	本人、配偶者、世帯主	168万円	月額 12,740円
学生納付特例		4月～翌年3月	本人	128万円	月額 0円
納付猶予		7月～翌年6月	本人、配偶者	67万円	月額 0円
産前産後 保険料免除	出産予定 日の6か月 前から申 請できる	・ 出産予定日 又は出産日が 属する月の前 月から4か月 間 ・ 多胎妊娠の 場合は、出産 予定日又は出 産日が属する 月の3か月前 から6か月間	本人	—	月額 0円

※金額は令和6年度

(国保年金係)

国民年金

3. 年金給付

(1) 令和6年度の年金額

(単位：円)

年金の種類		年額	月額
老齢基礎年金（満額）		816,000 (813,700)	68,000 (67,808)
障害基礎年金			
（1級）		1,020,000 (1,017,125)	85,000 (84,760)
（2級）		816,000 (813,700)	68,000 (67,808)
子の加算額			
（1人目・2人目）		234,800	19,566
（3人目以降）		78,300	6,525
遺族基礎年金（妻・夫が受給）			
子が1人		1,050,800 (1,048,500)	87,566 (87,375)
子が2人		1,285,600 (1,283,300)	107,133 (106,941)
子が3人		1,363,900 (1,361,600)	113,658 (113,466)
遺族基礎年金（子が受給）			
1人		816,000	68,000
2人（1人当たり）		525,400	43,783
3人（1人当たり）		376,366	31,363
10年年金（旧法） ※1		(494,340)	(41,195)
5年年金（旧法） ※1		(420,800)	(35,066)
障害年金（旧法）		障害基礎年金と同額	
母子・準母子・遺児年金（旧法）		遺族基礎年金と同額	
老齢福祉年金（旧法）		(416,900)	(34,741)
（一部支給停止後の額）		(319,100)	(26,591)

※（ ）は昭和31年4月1日以前生まれの人の年金額

(国保年金係)

※1 10年年金・5年年金について

国民年金の高齢任意加入の対象となっていた人（明治39年4月2日から明治44年4月1日の間に生まれた人）で、保険料を10年間納付して支給を受けている年金を10年年金、保険料を5年間納付して支給を受けている年金を5年年金という。

10年年金は、国民年金が施行された日（昭和36年4月1日）から実施されていた。

5年年金は、保険料免除期間は含まれず、加入の申込みは、昭和45年1月～6か月間と、昭和48年10月1日から6か月間の2度にわたって行われた。

(2) 国民年金の受給要件

制度	老齢基礎年金を受け るための資格期間に は	受け取る老齢基礎年 金額には		障害基礎年金や遺族基 礎年金を受けるための 資格期間には	後から保険料 を納めること は
		H21年3 月以前の 免除期間	H21年4 月以後の 免除期間		
法定免除	資格期間に入る	3分の1 反映する	2分の1 反映する	保険料を納めたときと 同じ扱いになる	10年以内なら納めること ができる
全額免除	資格期間に入る	3分の1 反映する	2分の1 反映する	保険料を納めたときと 同じ扱いになる	
4分の3 免除	保険料の4分の1を 納めると資格期間に 入る	2分の1 反映する	8分の5 反映する	保険料の4分の1を納 めると資格期間に入る	
半額免除	保険料の半額を納め ると資格期間に入る	3分の2 反映する	4分の3 反映する	保険料の半額を納め ると資格期間に入る	
4分の1 免除	保険料の4分の3を 納めると資格期間に 入る	6分の5 反映する	8分の7 反映する	保険料の4分の3を納 めると資格期間に入る	
学生納付 特例	資格期間に入る	反映されない		保険料を納めたときと 同じ扱いになる	
納付猶予	資格期間に入る				
産前産後 保険料免除	資格期間に入る	—	H31年4 月以降反 映する	保険料を納めたときと 同じ扱いになる	—
未納	資格期間に入らない	反映されない		年金を受けられない場 合もある	2年を過ぎる と納めること ができない

(国保年金係)